

宮城県における緊急事態措置（5月7日以降）について

県民の皆様へ

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の推進にあたっては、これまで県民の皆様お一人おひとりに御理解と御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

また、大変厳しい状況の中、最前線で御尽力されている医療従事者の方々におかれましては、県民を代表し、深く感謝申し上げます。

皆様の御協力により、現時点で、本県における新規感染者は4月29日以降発生していないほか、療養中の方も大きく減少しており、これまでの取組について一定の成果が現れていると考えています。

しかしながら、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議においては、新型コロナウイルス感染症に対する長丁場の対応を前提とした「新しい生活様式」への移行・定着が必要であるとされています。

併せて、対策が長期化する中で、感染拡大防止を第一としつつも、社会経済活動の維持との両立を図る必要があることや、並行して対応しなければならない様々な社会的課題にも目を配っていく必要があることも指摘されています。

こうしたことから、緊急事態宣言の延長にあたり、休業要請をはじめとした県内における緊急事態措置を見直すこととします。しかしながら、再度感染が拡大すれば、これまで御尽力されてきた医療従事者の方々に更なる負荷が生じる恐れがあることから、県としては、より一層、医療提供体制の充実に努めていくとともに、再び感染拡大が認められた場合には、県民の皆様の生命と健康を守るため、改めて「徹底した行動変容の要請」を講じることも視野に入れ、状況を注視してまいりたいと考えておりますので、今後とも感染拡大防止について、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

令和2年5月5日
宮城県知事 村井 嘉浩

緊急事態措置（5月7日以降）の主なポイント

【外出の自粛要請等】

- 県民に対し、県境をまたいでの移動や、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出の自粛を要請。
- 外出する場合は、三つの密を徹底的に避けるとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の徹底を要請。

【職場における感染防止対策等に係る取組の要請】

- 事業者に対し、在宅勤務や時差出勤など、人と人との接触を低減する取組を推進するよう協力依頼。
- 事業者に対し、職場における感染防止のための取組や、「三つの密」を避ける行動の徹底を依頼。

【催物（イベント等）開催の自粛要請】

- クラスタが発生するおそれがある催物等は、開催の自粛を要請。特に、大規模な催物等の開催は、中止又は延期を含め慎重な対応を要請。
- 比較的少人数の催物については、リスクの態様に応じて適切に対応するよう要請。

【施設における感染防止対策の徹底の要請】

- 施設管理者に対し、基本的な感染対策の徹底等を行うことを強く要請。利用者が集中するおそれがあるときは、入場者の制限等を行うよう要請。
- 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者等は十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続するよう依頼。

外出の自粛要請等について

区域：宮城県全域 期間：令和2年5月7日から5月31日まで

特措法第24条第9項に基づき、県民に対し、不要不急の帰省や旅行など、**県境をまたいでの移動自粛を要請**します。また、**繁華街の接待を伴う飲食店等への外出について、年齢等を問わず、自粛**するよう要請します。

- 外出する場合は、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の徹底を要請します。

※「新しい生活様式」については、別紙1「人との接触を8割減らす、10のポイント」、及び別紙2「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」を参考

職場における感染防止対策等に係る取組の要請について

区域：宮城県全域 期間：令和2年5月7日から5月31日まで

特措法第24条第9項に基づき、事業者に対し、**職場における感染防止対策等の取組を要請**します。

- 引き続き、在宅勤務（テレワーク）を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進するよう、協力を依頼します。
- 職場における感染防止のための取組や、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう、協力を依頼します。

（感染防止のための取組例）

手洗い、手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等

催物（イベント等）開催の自粛要請について

区域：宮城県全域 期間：令和2年5月7日から5月31日まで

特措法第24条第9項に基づき、催物主催者に対し、**催物（イベント等）の開催自粛を要請**します

- クラスタが発生するおそれがある催物（イベント等）や「三つの密」のある集まりについては、開催の自粛を要請します。
- 特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を要請します。
- 感染防止策を講じた上での比較的少人数（最大50人程度）かつ以下の条件が満たされたイベント等（具体例：演奏会（歌唱を伴わないもの）や茶会などの室内イベント、又は野外におけるイベント（近距離での会話が伴わないもの）など）については、主催者に対し、リスクの態様に応じて適切に対応するよう要請します。

【条件】

- ① 三つの密の発生が原則 想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ2mを目安に）
- ② 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- ③ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること

施設における感染防止対策の徹底について

区域：宮城県全域 期間：令和2年5月7日から5月31日まで


特措法第24条第9項に基づき、施設管理者に対し、**施設における、感染防止対策の徹底を要請**します。

- 「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「利用者等のマスクの着用」等を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして、基本的な感染対策の徹底や、施設類型ごとの留意事項（別添）等に基づく対応について、強く要請します。
- 利用者が集中するおそれがあるときは、入場者の制限等の適切な対応を行うよう要請します。
- 事業者及び関係団体に対し、今後の持続的な対策を見据え、5月4日の専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることを要請します。
- 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるため、必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続するよう依頼します。



人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守るよう、日常生活を見直してみましょう。


1 ビデオ通話で
オンライン帰省



2 スーパーは1人
または**少人数で**
すいている時間に



3 ジョギングは
少人数で
公園は**すいた時間、**
場所を選ぶ



4 待てる買い物は
通販で



5 飲み会は
オンラインで



6 診療は**遠隔診療**
定期受診は間隔を調整



7 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8 飲食は
持ち帰り、
宅配も



9 仕事は**在宅勤務**
通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために



10 会話は
マスクをつけて



3つの密を
避けましょう

1. 換気の悪い**密閉空間**
2. 多数が集まる**密集場所**
3. 間近で会話や発声をする**密接場面**

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理
も、同様に重要です。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m (最低1m) 空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときには、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う (手指消毒薬の使用も可)

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- 最初に手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」の回避 (密集、密接、密閉)
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画を立てて素早く済ます
- サンダルなど展示品への接触は控えるために
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフイスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

公共交通機関の利用

- 会話は控える
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えるために
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定